別表せき板の項中

普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	三	八
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	五	七
中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種及びシリカセメントC種	六	八

を

普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	三	五
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	五	七
中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種及びシリカセメントC種	六	八

に、

普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	三	八
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	五	一〇
中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種及びシリカセメントC種	六	一二

を

普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント及びシリカセメント	八	一八
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	八	一二
中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種、シリカセメントC種	八	一八
低熱ポルトランドセメント	一〇	一五
ポルトランドセメント、フライアッシュセメントC種及びシリカセメントC	二八	二一

に改め、同項㈱欄中「一平方センチメートルにつき五〇キログラム」を「一平方ミリメートルにつき五ニュートン」に改め、同表支柱の項中

高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	二八	二八
中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	二八	二八

を

早強ポルトランドセメント	二八	二八
普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種		
高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種		

に、

普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント及びシリカセメント	八	一八

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
日立市金沢町二丁目一九八三番二から同市田尻町字岩井崎二〇九八番三まで	前	B　一〇・五〇～五四・五〇（メートル） A　二三・〇〇～一七一・六〇　一〇・六一七（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C　一〇・五〇～五四・五〇　一〇・六一七 A　二三・〇〇～一七一・六〇　四・七四〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大月市大月町真木字向田三二九番四から同市大月町真木字向田三三八番二まで	前	一〇・九二～一二三・八七（メートル） 一一・三九～六一・四〇　〇・一〇九（キロメートル）	
	後	一一・三九～六一・四〇　〇・一〇九	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十八号嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業九頭竜川流域下水道（竹田川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

近畿地方整備局長　山田　邦博